

中国 ビジネスガイド

2018年1月



三井住友銀行
グローバル・アドバイザリー部

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できると思われるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部の引用、複写、転送、開示をされることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

| | |
|------------------------|----|
| 1. 基本情報 | 2 |
| 2. 概要 | |
| 2.1 中国の特徴 | 3 |
| 2.2 巨大な消費マーケット | 4 |
| 2.3 主要消費財の販売動向 | 5 |
| 2.4 ハイテク産業・介護ビジネス | 6 |
| 3. 主要経済指標 | 7 |
| (参考) 地区別基礎データ | 8 |
| 4. 進出手続き | |
| 4.1 経営形態・外資誘致策 | 9 |
| 4.2 外商投資産業指導目録 | 10 |
| 4.3 会社設立の流れ | 12 |
| 4.4 企業名称・企業の経営範囲 | 14 |
| 4.5 外商投資許認可 | 15 |
| 4.6 登録資本金 | 16 |
| 4.7 董事会・株主会・監事会 | 17 |
| 4.8 設備の輸入 | 18 |
| (参考) 進出手続きの主要作業チェックリスト | 19 |
| (参考) 撤退手続き | 20 |
| 5. 税制 | |
| 5.1 所得課税 | 21 |
| 5.2 増値税・国際課税 | 22 |
| 6. 金融制度 | 23 |
| 7. 労働事情 | |
| 7.1 賃金動向 | 24 |
| 7.2 労働法制 | 25 |
| (参考) 労働契約法の内容 | 26 |

1. 基本情報

- ◆ 世界第1位の人口、世界第2位の名目GDP、世界第4位の面積を誇る大国。
- ◆ 習近平国家主席のもと、構造改革推進と安定成長の両立を目指す。

| | |
|-------|---|
| 地域名 | 中華人民共和国 (People's Republic of China) |
| 面積 | 960万平方キロメートル |
| 人口 | 13億8,271万人 (2016年末) (世界第1位) |
| 名目GDP | 11兆2,183億米ドル (2016年) (世界第2位) |
| 通貨 | 人民元 |
| 言語 | 漢語(中国語) |
| 宗教 | 仏教・イスラム教・キリスト教等 |
| 首都 | 北京(人口:2,173万人、2016年末) |
| 政体 | 人民民主共和制 |
| 元首 | 習 近平 国家主席 |
| 議会 | 一院制 全国人民代表大会 (2,986議席、任期5年) |



(出所)「地域名、通貨、言語、宗教、政体、元首」:外務省ウェブサイト国・地域情報
「面積」:国際連合、「人口、名目GDP、首都人口」:CEIC
「議会」:中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

- ◆ 世界一を誇る人口規模と急速な経済成長を背景に、「世界の消費マーケット」としての地位を確立。
- ◆ 中国国内において、日本のノウハウの活用が期待される分野の重要性が拡大。

巨大な消費マーケット

- (1)モノからコトへ、約3億人(注1)を擁する沿海都市部では消費の質が変化し、内陸部も含めた中国全体ではインターネット通販が活発化。
 - (2)世界で最大の需要を誇る自動車市場。
 - (3)家電等の主要な耐久消費財や、衣料品、化粧品といった日用品の販売額の顕著な伸び。
- (注1)国家统计局ウェブサイトをもとに、沿海部都市人口を合算した数値。

日本のノウハウの活用が期待される分野の拡大

- (1)集積回路・産業用ロボット等のハイテク産業が順調に拡大。
- (2)高齢化の進展により需要の増大が予想される高齢者向けの商品・サービス。

<トピックス>進む外資参入規制の緩和

2017年7月28日より外商投資産業指導目録2017年改訂版が施行。「制限類」「禁止類」がネガティブリスト方式に変更され、ネガティブリスト以外の業種については届出のみでプロジェクト実施可能となった。

<トピックス>越境ECの発展

海外旅行者の急増やインターネット人口の堅調な推移により、国を跨いだインターネット通販(越境EC)の利用者が増えている。2016年の中国の越境EC市場規模は21,737億円(前年比32.6%増加)。

1人当たりGDPと常住人口(2016年)(注2)



(出所)「地図」:外務省ウェブサイト国・地域情報、
「1人当たりGDP、常住人口」:CEIC

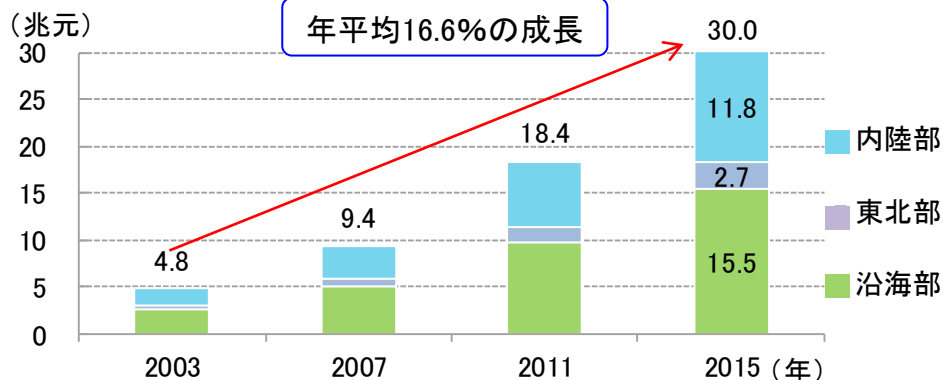
(注2)1人当たりGDPが1万ドルを超える地区を抽出。

2.2 概要「巨大な消費マーケット」

Information Only

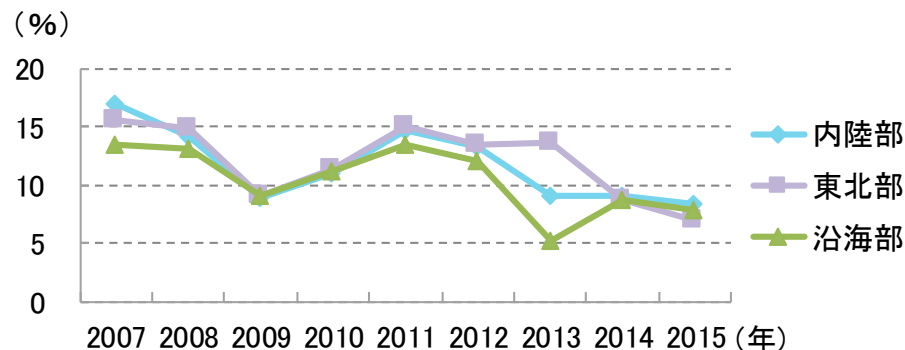
- ◆ 沿海部を中心に、小売販売額は急成長。インターネットを利用した消費形態が活発化。
- ◆ 東北部・内陸部についても、可処分所得増加を背景に消費が旺盛。

小売販売額(注1)の推移



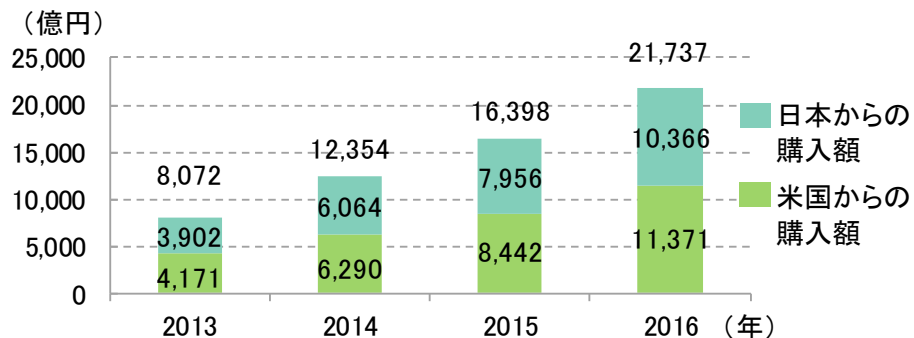
(出所) 国家統計局ウェブサイト
 (注1) 小売販売額には「社会消費品小売総額」の数値を用いている。

都市住民1人当たりの可処分所得の伸び率(前年比)



(出所) 国家統計局ウェブサイト

中国と日本・米国間の越境EC市場規模(注2)



(出所) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」
 (注2) 小数点以下を四捨五入しているため、日本からの購入金額、米国からの購入金額の合計金額が、グラフ上部の総額と一致しない。

都市住民の限界消費性向(注3)(2015年)

| | 沿海部 | 東北部 | 内陸部 |
|--------|------|------|------|
| 都市住民比率 | 0.64 | 0.51 | 0.62 |

(出所) 国家統計局ウェブサイト
 (注3) 限界消費性向とは、消費の増加分を所得の増加分で割った比率で、増加した所得から消費に回す割合を示す。

(参考) 都市住民比率(2015年)

| | 沿海部 | 東北部 | 内陸部 |
|--------|-------|-------|-------|
| 都市住民比率 | 64.7% | 61.4% | 50.0% |

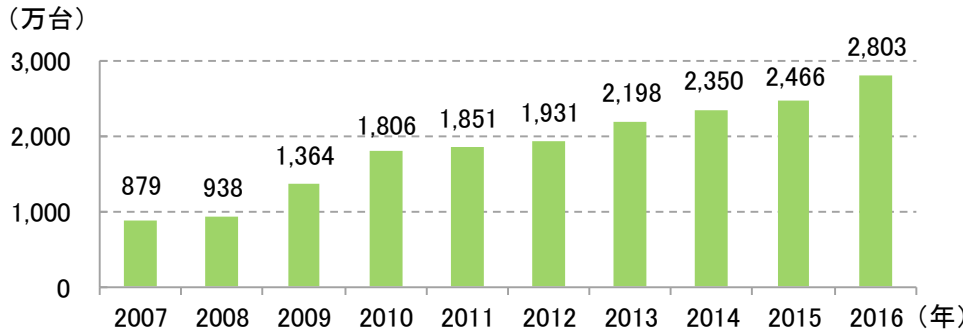
(出所) 国家統計局ウェブサイト

2.3 概要「主要消費財の販売動向」

Information Only

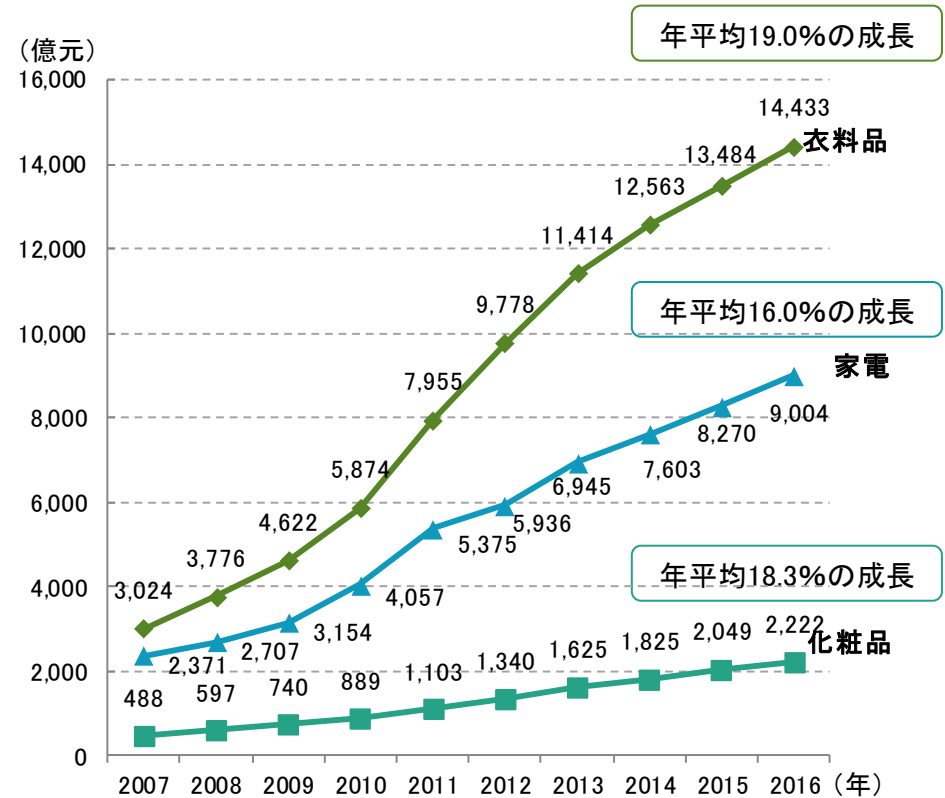
- ◆ 自動車の販売台数は近年大きく増加し、世界第1位の自動車販売市場に成長。
- ◆ 家電、衣料品、化粧品の小売金額は、年平均約2割の成長。

中国国内の自動車販売台数推移



(出所) 国際自動車工業連合会(OICA)ウェブサイト

中国国内の家電、衣料品、化粧品の小売販売額推移(注)



(出所) 国家統計局ウェブサイト

(注) 年平均成長率は2007年から2016年を対象期間として算出。

世界自動車販売台数(2016年)

| 順位 | 国名 | 台数 (万台) | シェア |
|----|------|---------|-------|
| 1 | 中国 | 2,803 | 29.9% |
| 2 | 米国 | 1,787 | 19.0% |
| 3 | 日本 | 497 | 5.3% |
| 4 | ドイツ | 371 | 4.0% |
| 5 | インド | 367 | 3.9% |
| 6 | 英国 | 312 | 3.3% |
| 7 | フランス | 248 | 2.6% |
| 8 | ブラジル | 205 | 2.2% |
| 8 | イタリア | 205 | 2.2% |
| - | その他 | 2,591 | 27.6% |

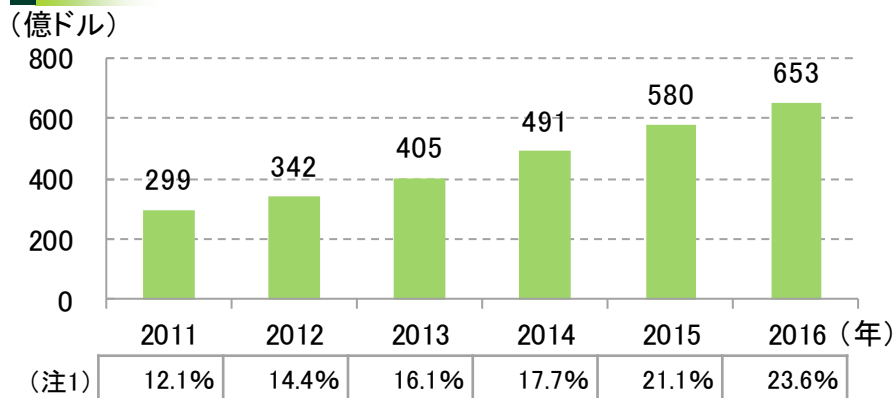
(出所) 国際自動車工業連合会(OICA)ウェブサイト

2.4 概要「ハイテク産業・介護ビジネス」

Information Only

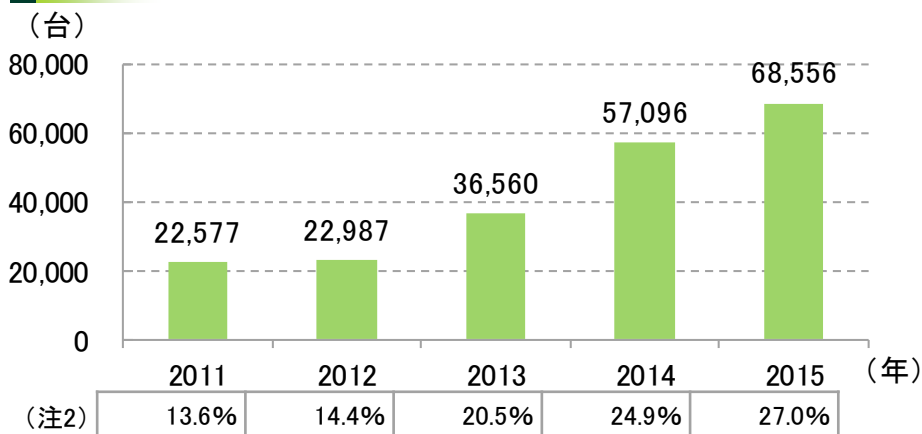
- ◆ 集積回路売上高は世界全体の約2割を占め、産業用ロボットの導入も進むなど、ハイテク産業が順調に拡大。
- ◆ 65歳以上人口は2040年に3億人を超える見込みで、介護市場に高い潜在成長可能性。

集積回路売上高



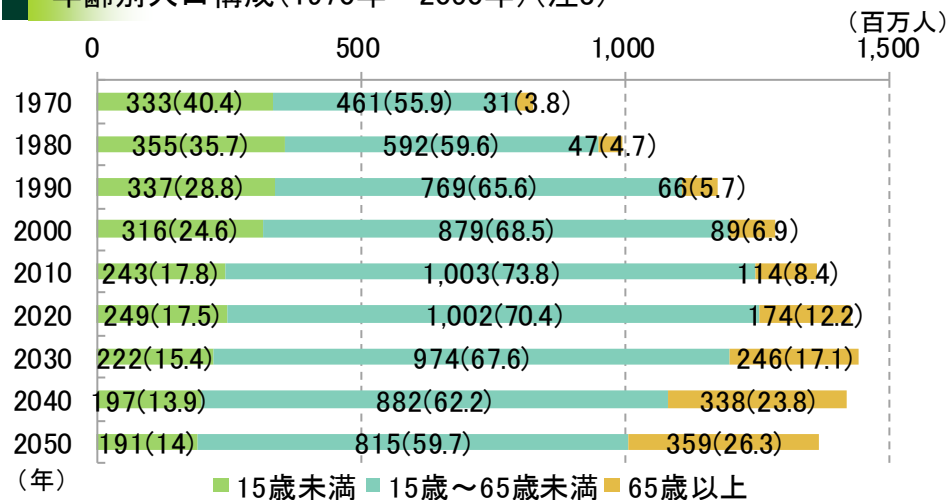
(出所) 中国半導体産業協会ウェブサイト、電子情報技術産業協会ウェブサイト
(注1) 世界全体の集積回路売上高に占める中国の割合。

産業用ロボット販売台数



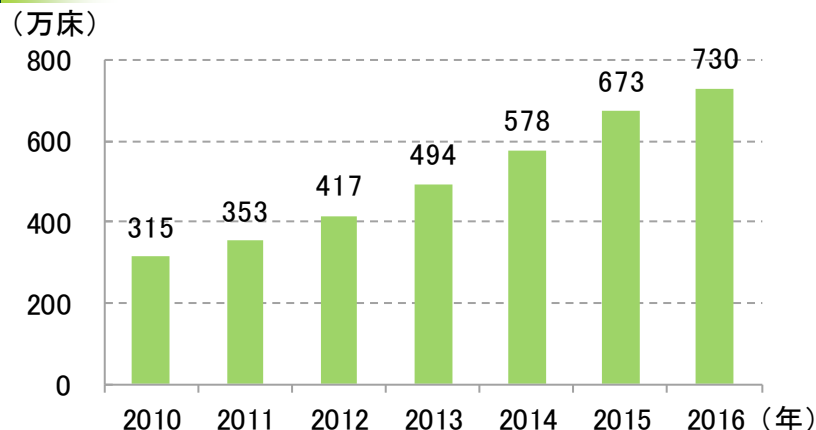
(出所) 国際ロボット連盟ウェブサイト
(注2) 世界全体の産業用ロボット販売台数に占める中国の割合。

年齢別人口構成 (1970年～2050年) (注3)



(出所) 国際連合ウェブサイト
(注3) 1970年～2010年は実績値、2020年以降は推計値。カッコ内は構成割合。

全国の高齢者介護施設におけるベッド数推移



(出所) 中国民政部「社会サービス発展統計公報」

3. 主要経済指標

Information Only

| | | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | |
|-----------------------|--------------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|
| GDP | 名目GDP(億米ドル) | 60,664 | 75,221 | 85,703 | 96,350 | 105,345 | 112,262 | 112,183 | |
| | 実質GDP成長率(%) | 10.6 | 9.5 | 7.9 | 7.8 | 7.3 | 6.9 | 6.7 | |
| | 1人当たりGDP(米ドル) | 4,524 | 5,583 | 6,329 | 7,081 | 7,702 | 8,167 | 8,113 | |
| 国際収支指標 | 経常収支(億米ドル) | 2,378 | 1,361 | 2,154 | 1,482 | 2,360 | 3,042 | 1,964 | |
| | 経常収支対GDP比(%) | 3.9 | 1.8 | 2.5 | 1.5 | 2.2 | 2.7 | 1.8 | |
| | 貿易収支(億米ドル) | 輸出 | 14,864 | 18,078 | 19,735 | 21,486 | 22,438 | 21,428 | 19,895 |
| | | 輸入 | 12,400 | 15,791 | 16,619 | 17,896 | 18,087 | 15,666 | 14,954 |
| | 外貨準備高(億米ドル、年末) | 28,623 | 32,028 | 33,311 | 38,395 | 38,592 | 33,452 | 30,298 | |
| | 対外債務残高(億米ドル、年末) | 5,489 | 6,950 | 7,370 | 8,632 | 17,799 | 13,830 | 14,207 | |
| | 景気指標 | 失業率(%) | 4.1 | 4.1 | 4.1 | 4.1 | 4.1 | 4.1 | 4.0 |
| 消費者物価上昇率(%) | | 3.3 | 5.4 | 2.6 | 2.6 | 2.0 | 1.4 | 2.0 | |
| 鉱工業生産指数上昇率(%) | | 14.5 | 13.7 | 10.8 | 9.7 | 8.2 | 6.0 | 6.2 | |
| 財政・金融指標 | 政策金利(%)、年末) | 5.81 | 6.56 | 6.00 | 6.00 | 5.60 | 4.35 | 4.35 | |
| 為替・株 | 為替レート(RMB/USD、年平均) | 6.770 | 6.461 | 6.312 | 6.196 | 6.143 | 6.227 | 6.644 | |
| | 株価指数(年末)(注) | 2,940 | 2,304 | 2,376 | 2,214 | 3,389 | 3,704 | 3,250 | |
| 日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在) | | 29,959 | 33,420 | 31,060 | 31,661 | 32,667 | 33,390 | 32,313 | |

(出所) CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」(在香港総領事館のデータ含む)

(注) Shanghai Stock Exchange: Index: A Shares

名目GDP、年末人口、1人当たりGDP(注1)(2016年)

| 沿海部 | GDP(億元) | 人口(万人) | 1人当たりGDP(元) |
|----------------|---------|--------|-------------|
| 北京市 | 24,899 | 2,173 | 114,590 |
| 天津市 | 17,885 | 1,562 | 114,494 |
| 上海市 | 27,466 | 2,420 | 113,511 |
| 江蘇省 | 76,086 | 7,999 | 95,124 |
| 浙江省 | 46,485 | 5,590 | 83,157 |
| 福建省 | 28,519 | 3,874 | 73,617 |
| 広東省 | 79,512 | 10,999 | 72,290 |
| 山東省 | 67,008 | 9,947 | 67,368 |
| 海南省 | 4,045 | 917 | 44,100 |
| 河北省 | 31,828 | 7,470 | 42,607 |
| 沿海部計(注2) | 403,734 | 52,950 | 76,248 |
| (参考)ASEAN計(注3) | 169,325 | 63,740 | 26,565 |

| 東北部 | GDP(億元) | 人口(万人) | 1人当たりGDP(元) |
|----------|---------|--------|-------------|
| 吉林省 | 14,886 | 2,733 | 54,468 |
| 遼寧省 | 22,038 | 4,378 | 50,340 |
| 黒竜江省 | 15,386 | 3,799 | 40,498 |
| 東北部計(注2) | 52,310 | 10,910 | 47,947 |

| 内陸部 | GDP(億元) | 人口(万人) | 1人当たりGDP(元) |
|-----------|---------|--------|-------------|
| 内モンゴル自治区 | 18,633 | 2,520 | 73,935 |
| 重慶市 | 17,559 | 3,048 | 57,599 |
| 湖北省 | 32,298 | 5,885 | 54,882 |
| 陝西省 | 19,165 | 3,813 | 50,268 |
| 寧夏回族自治区 | 3,150 | 675 | 46,674 |
| 湖南省 | 31,245 | 6,822 | 45,800 |
| 青海省 | 2,572 | 593 | 43,347 |
| 河南省 | 40,160 | 9,532 | 42,130 |
| 新疆ウイグル自治区 | 9,617 | 2,398 | 40,104 |
| 江西省 | 18,364 | 4,592 | 39,990 |
| 四川省 | 32,681 | 8,262 | 39,555 |
| 安徽省 | 24,118 | 6,196 | 38,928 |
| 広西チワン族自治区 | 18,245 | 4,838 | 37,712 |
| 山西省 | 12,928 | 3,682 | 35,116 |
| チベット自治区 | 1,150 | 331 | 34,794 |
| 貴州省 | 11,734 | 3,555 | 33,008 |
| 雲南省 | 14,870 | 4,771 | 31,171 |
| 甘肅省 | 7,152 | 2,610 | 27,403 |
| 内陸部計(注2) | 315,642 | 74,122 | 42,584 |

(出所)「GDP、人口、1人当たりGDP」: CEIC

「ASEAN計」: IMF「World Economic Outlook」2017年4月版

(注1) 1人当たりGDPのデータは、GDP合計値を人口合計値で割って算出。

(注2) GDPと人口の合計値は、図表上の各地域の数値を計算した結果の値と乖離することがある。

(注3) ASEANのGDPは、1ドル=6.644元(2016年平均)で換算。

基本的な会社設立の形態

- 会社設立の形態は、独資(100%外資)、合併、合作の3つ。「三資企業」(以下、外資企業)と総称。
- 合併及び合作の場合、重要事項の決定(定款の改正、会社の解散、資本の増加・減少・譲渡、合併・分離等)には、中国側を含め、最高意思決定機関である董事会に出席した董事の全員一致決議が必要。
- 合作とは特定のプロジェクト遂行のために、中国企業と外国企業が共同出資して設立する企業形態。
- 2010年3月1日より「外国企業または個人の中国国内におけるパートナー企業の設立管理弁法」が施行され、外資企業による「パートナー企業」の設立が可能となった。

外資企業と根拠法

| | 根拠法 | 概要 |
|------|-------------------|---|
| 独資企業 | 外資企業法及び同法実施細則 | 外国の企業、または個人による中国での100%出資の企業の設立手続き、経営に関する事項を規定 |
| 合併企業 | 中外合資経営企業法及び同法実施条例 | 外国の企業、または個人と中国の企業等との合併企業の設立手続き、経営に関する事項を規定 |
| 合作企業 | 中外合作経営企業法及び同法実施細則 | 外国の企業、または個人と中国の企業等との経済協力、技術協力の促進を図るため、共同で行う企業の設立手続き、経営に関する事項を規定 |

外資誘致策

- 中国政府は「国内市場を開放し、外国から資本や技術を導入し、中国の生産の競争力強化を図る」ことを目標として外資誘致を積極的に推進。ただし、外資に対して無条件ですべての産業を開放している訳ではなく、「外商投資方向指導規定」と、その具体的内容を示す「外商投資産業指導目録」で外資プロジェクトを奨励類、許可類、制限類、禁止類に分類し、国内経済の状況や産業保護・育成策に合わせた選別的な外資導入を実施。
- 中西部・西部では上記「指導目録」に加え、「中西部地区外商投資優勢産業目録(2017年改定)」および「西部地区奨励類産業目録(2014年公布)」によって対象地区別に「奨励」業種を指定。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」の主要改正点

ネガティブリスト方式の採用

- 制限類及び禁止類と、従来の奨励類のうち外資比率に関する規制等が設定されている項目を「外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)」に統合。
 - 自由貿易試験区で先行的に実施されていたネガティブリスト管理方式を全国展開。
 - 「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」(商務部令[2016]3号)により、「外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)」に記載されていない業種については、届出手続きのみで参入可能となった。

制限類、禁止類の主な変更点

- 2015年版目録と比較して、掲載されている項目数が制限類は38から35、禁止類は36から28に減少。
- サービス業、製造業、採掘業を中心にリストから削除されている。

| | | |
|---|---|---|
| <サービス業で削除された主な項目> <ul style="list-style-type: none"> - 鉄道旅客運輸 - 外国船貨物検査 - 信用調査と格付けサービス会社 - 会計・監査 - 大型農産品卸売市場の建設、経営 等 | <採掘業で削除された主な項目> <ul style="list-style-type: none"> - 貴金属(金、銀、プラチナ族)の探査、採掘 - リチウム鉱の採掘、選鉱 等 | <製造業で削除された主な項目> <ul style="list-style-type: none"> - 軌道交通設備 - 食用油脂の加工 - バイオ液体燃料(燃料アルコール、バイオディーゼル)の生産 等 |
|---|---|---|
- また、内資・外資にかかわらず制限措置がとられている11の業種について、内外資一致の原則に基づきリストから削除されている。
 - <内外資一致の原則により削除された主な項目>
 - 大型テーマパークの建設、経営
 - ゴルフ場・別荘の建設
 - 賭博業
 - 風俗業 等

「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」における奨励業種(2017年7月28日実施)

- 12業種、348項目が奨励業種として指定されている。

- | | |
|---|---|
| 1. 農業、林業、畜産業、漁業の一部 2. 採掘業の一部 3. 製造業の一部 (1) 農業副食品加工業、(2) 食品製造業、(3) 酒・飲料及び精製茶製造業、(4) 紡績業、(5) 紡績衣料・服飾業、 (6) 皮革・毛皮・羽毛及びその製品業と製靴業、(7) 木材加工及び木・竹・藤・シュロ・草製品業、 (8) 文化教育・工芸美術・スポーツ及び娯楽用品製造業、(9) 石油加工、コークス及び核燃料加工業、 (10) 化学原料及び化学製品製造業、(11) 医薬品製造業、(12) 化学繊維製造業、(13) ゴム及びプラスチック製品業、 (14) 非金属鉱物製品業、(15) 非鉄金属精錬及び圧延加工業、(16) 金属製品業、(17) 汎用設備製造業、 (18) 専用設備製造業、(19) 自動車製造業、(20) 鉄道・船舶・航空宇宙及びその他の運輸設備製造業、 (21) 電気機械及び器材製造業、(22) コンピューター・通信及びその他電子設備製造業、(23) 計器・器具製造業、 (24) 廃棄資源総合利用業 | 4. 電力、熱、ガス及び水の生産及び供給業の一部 5. 交通輸送、倉庫及び郵政業の一部 6. 卸売及び小売業の一部 7. リース及びビジネスサービス業の一部 8. 科学研究及び技術サービス業の一部 9. 水利、環境及び公共施設管理業の一部 10. 教育の一部 11. 衛生及び社会業務の一部 12. 文化、スポーツ及び娯楽業の一部 |
|---|---|

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

奨励・制限・禁止・許可業種

| | |
|------|---|
| 奨励業種 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農業新技術、農業総合開発とエネルギー、交通、重要原材料工業に該当するもの、高度先進技術、先進的応用技術に該当するもの、市場の需要に応えるもの、新技術、新設備であって、資源を再生し、かつ環境汚染を防止することができるもの等の条件に該当するプロジェクト。 |
| 制限業種 | <ul style="list-style-type: none"> ● 技術が立ち遅れているもの、資源の節約、生態環境の改善に不利なもの、国が段階的に開放する産業に属するもの等の条件に該当するプロジェクト。 ● 制限類に分類された場合、認可条件が厳しく、容易に認可されない。 |
| 禁止業種 | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境汚染をもたらす、国家の安全を損ねる、中国特有の製造プロセスあるいは技術により生産可能等の条件に該当するプロジェクト。外国からの投資は一切認められない。 |
| 許可業種 | <ul style="list-style-type: none"> ● 奨励、制限、禁止のいずれにも属さない業種であり、リストアップされない。 |

(参考)

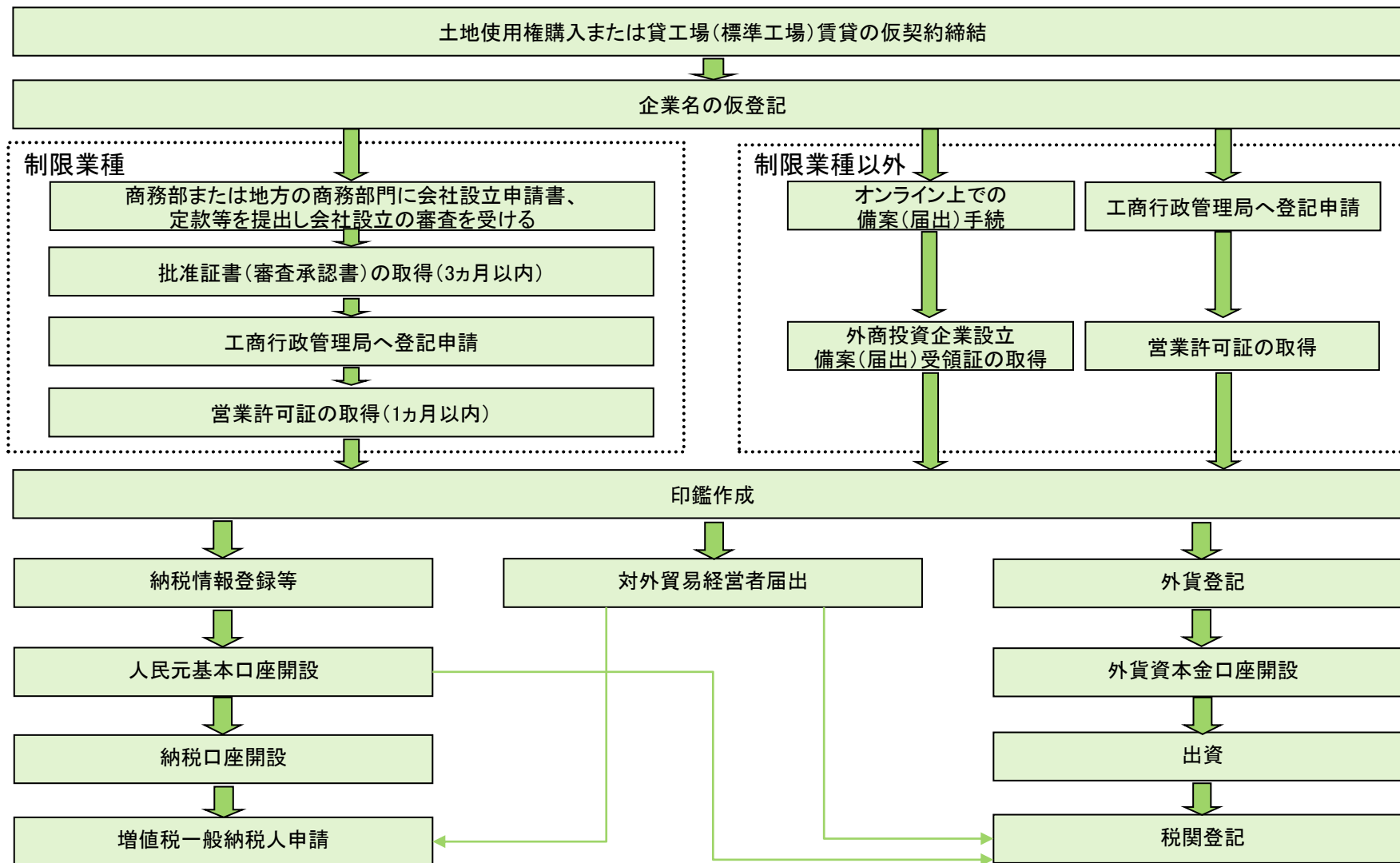
| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|---|---|
| 出資比率制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「外商投資方向指導規定」第8条により、「外商投資産業指導目録」記載項目には必要に応じて次の出資比率制限が規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> - 「合弁・合作に限定」: 中外合弁企業、中外合作企業のみ認められる。 - 「中国側持分支配」: 外商投資プロジェクトにおける中国側投資者の投資比率の合計が51%以上である必要がある。 - 「中国側相対持分支配」: 外商投資プロジェクトにおける中国側投資者の投資比率の合計が、すべての外国側投資者の投資比率を上回る必要がある。 ● 「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」において出資比率制限のある項目 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <合弁・合作に限定> <ul style="list-style-type: none"> - 石油、天然ガスの探索、開発 - 希土の精錬、分離 - 汎用飛行機の設計、製造とメンテナンス - 国際会場輸送会社 - 市場調査 - 学齢前、普通高校教育機関(中国主導) - 医療機関 - ラジオテレビ番組、映画の製作(合作に限定) <中国側相対持分支配> <ul style="list-style-type: none"> - 民間用空港の建設、経営 <出資比率制限に加え、その他の制限のある項目> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> - 自動車完成車、特殊車両の製造 - 公共航空運輸会社 - 汎用航空会社 - 電信会社 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> - ガソリンスタンド - 銀行 - 保険会社 - 証券会社 </td> </tr> </table> </td></tr></table> <中国側持分支配> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> - 農作物新品種の選択育成および種子の生産 - 特殊および稀少石炭種の探索、開発 - 出版物印刷 - 普通船舶の設計、製造と修理 - 主要路線・コンピューター路線用飛行機の設計、製造とメンテナンス、3t級およびそれ以上のヘリコプターの設計と製造、地面効果翼機の製造および無人機、エアロスタットの設計と製造 - 原子力発電所の建設、経営 - 電力網の建設、経営 </td> <td style="vertical-align: top; width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> - 市街区の人口が50万以上の年のガス、供熱、下水道網の建設、経営 - 鉄道幹線網の建設、経営 - 鉄道旅客輸送会社 - 国内水上運輸会社 - 船舶代理 - 証券投資基金管理会社 - 先物会社 - 測量製図会社 - 映画館の建設、経営 - 公演仲介機関 </td> </tr> </table> | <ul style="list-style-type: none"> <合弁・合作に限定> <ul style="list-style-type: none"> - 石油、天然ガスの探索、開発 - 希土の精錬、分離 - 汎用飛行機の設計、製造とメンテナンス - 国際会場輸送会社 - 市場調査 - 学齢前、普通高校教育機関(中国主導) - 医療機関 - ラジオテレビ番組、映画の製作(合作に限定) <中国側相対持分支配> <ul style="list-style-type: none"> - 民間用空港の建設、経営 <出資比率制限に加え、その他の制限のある項目> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> - 自動車完成車、特殊車両の製造 - 公共航空運輸会社 - 汎用航空会社 - 電信会社 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> - ガソリンスタンド - 銀行 - 保険会社 - 証券会社 </td> </tr> </table> | <ul style="list-style-type: none"> - 自動車完成車、特殊車両の製造 - 公共航空運輸会社 - 汎用航空会社 - 電信会社 | <ul style="list-style-type: none"> - ガソリンスタンド - 銀行 - 保険会社 - 証券会社 | <ul style="list-style-type: none"> - 農作物新品種の選択育成および種子の生産 - 特殊および稀少石炭種の探索、開発 - 出版物印刷 - 普通船舶の設計、製造と修理 - 主要路線・コンピューター路線用飛行機の設計、製造とメンテナンス、3t級およびそれ以上のヘリコプターの設計と製造、地面効果翼機の製造および無人機、エアロスタットの設計と製造 - 原子力発電所の建設、経営 - 電力網の建設、経営 | <ul style="list-style-type: none"> - 市街区の人口が50万以上の年のガス、供熱、下水道網の建設、経営 - 鉄道幹線網の建設、経営 - 鉄道旅客輸送会社 - 国内水上運輸会社 - 船舶代理 - 証券投資基金管理会社 - 先物会社 - 測量製図会社 - 映画館の建設、経営 - 公演仲介機関 |
| <ul style="list-style-type: none"> <合弁・合作に限定> <ul style="list-style-type: none"> - 石油、天然ガスの探索、開発 - 希土の精錬、分離 - 汎用飛行機の設計、製造とメンテナンス - 国際会場輸送会社 - 市場調査 - 学齢前、普通高校教育機関(中国主導) - 医療機関 - ラジオテレビ番組、映画の製作(合作に限定) <中国側相対持分支配> <ul style="list-style-type: none"> - 民間用空港の建設、経営 <出資比率制限に加え、その他の制限のある項目> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> - 自動車完成車、特殊車両の製造 - 公共航空運輸会社 - 汎用航空会社 - 電信会社 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> - ガソリンスタンド - 銀行 - 保険会社 - 証券会社 </td> </tr> </table> | <ul style="list-style-type: none"> - 自動車完成車、特殊車両の製造 - 公共航空運輸会社 - 汎用航空会社 - 電信会社 | <ul style="list-style-type: none"> - ガソリンスタンド - 銀行 - 保険会社 - 証券会社 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> - 自動車完成車、特殊車両の製造 - 公共航空運輸会社 - 汎用航空会社 - 電信会社 | <ul style="list-style-type: none"> - ガソリンスタンド - 銀行 - 保険会社 - 証券会社 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> - 農作物新品種の選択育成および種子の生産 - 特殊および稀少石炭種の探索、開発 - 出版物印刷 - 普通船舶の設計、製造と修理 - 主要路線・コンピューター路線用飛行機の設計、製造とメンテナンス、3t級およびそれ以上のヘリコプターの設計と製造、地面効果翼機の製造および無人機、エアロスタットの設計と製造 - 原子力発電所の建設、経営 - 電力網の建設、経営 | <ul style="list-style-type: none"> - 市街区の人口が50万以上の年のガス、供熱、下水道網の建設、経営 - 鉄道幹線網の建設、経営 - 鉄道旅客輸送会社 - 国内水上運輸会社 - 船舶代理 - 証券投資基金管理会社 - 先物会社 - 測量製図会社 - 映画館の建設、経営 - 公演仲介機関 | | | | | |
| 輸入設備免税 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2008年までは、奨励類に認定された場合、輸入設備にかかる増値税及び関税が免除される他、国産設備の購入時の増値税還付が実施されていたが、現在は輸入設備の関税免除を残し、優遇政策が廃止されている。 ● 新規に購入する設備にかかる増値税は売上増値税から控除でき、控除しきれない仕入税額は翌期に繰り越して仕入控除が可能。 | | | | | |

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

4.3 進出手続き「会社設立の流れ」(1)

会社設立手続きの流れ(注)



●合弁・合作企業設立に際しては、このほかにパートナー探し、合弁・合作契約の作成・提出が加わるため、手間と時間がかかるとともに、より一層慎重な対応が求められる。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 地域や業種等により手続きの順序が異なる、又は、その他の登記登録手続きが必要な場合があるため、実施の際は当地の関係部門での確認が必要。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

申請に必要な主な書類

| | 共通 | 制限業種のみ | 制限業種以外のみ |
|---------------|--|---|--|
| 申請に必要な主な書類(注) | <ul style="list-style-type: none"> ● 外商投資企業設立登記申請書 ● 外商投資企業設立会社定款 ● 外商投資企業名称仮登記通知書 ● 出資者の登記簿謄本(在日中国大使館または領事館の認証が必要) ● 取引銀行が発行する「資本信用証明書」 ● 董事長、副董事長等、董事派遣書 ● 監事派遣書 ● 正副総経理任命書等 ● 出資者の社長、設立会社董事・監査役のパスポート写し等 ● 営業許可書 ● 住所(経営場所)使用証明書 ● 外商投資企業基本状況登記表 ● 税務登記表 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外商投資企業設立申請書 ● フィージビリティ・スタディ報告書(可行性研究報告書) | <ul style="list-style-type: none"> ● 外商投資企業設立備案(届出)申告資料 |

(参考)

- 制限業種以外の企業の増資に際しては、2016年10月8日から審査認可機関による審査の必要がなくなり、外商投資総合管理情報システムを通じ、オンラインで情報入力・資料提出という備案方式になった
 - 制限業種の企業の増資は審査認可機関による審査が必要。増資後の総投資額が原認可機関の認可権限を超える場合は、上級審査認可機関に申請
 - 増資を行うことで総投資額の拡大が可能
- 増資手続きにおけるその他留意点
 - 「中外合弁企業法」適用会社(合弁相手が中国国内企業)の場合は、董事会に出席した董事の全員一致決議が必要
 - 定款・合弁契約書の変更が必要

会社設立の変更点(2016年)

- 2016年7月5日、「五証合一、一照一号登記制度改革を加速促進する通知」(国弁法[2016]53号)が公布され、一本化された「営業許可証」や「組織コード証」、「税務登記証」三証に「社会保険登記証」と「統計登記証」を加えた五証が、統一社会信用コードとして統合されることとなった。本制度は2016年10月1日に開始された。

(出所) 中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 会社設立申請に必要な書類は、地域や業種等によって異なるため、留意が必要。登記簿謄本、資本信用証明書、財務諸表は一般的に日本語原本のほか、中国語翻訳を提出することが必要とされる。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

企業名称の決定

- 「企業名称登記管理規則」(1991年9月1日施行、最終改正2013年1月1日)及び「企業名称登記管理実施弁法」(国家工商総局第10号令)により、登記手続きや名称決定ルール等が設定されている。
- 企業名称の正式な登記に先立ち、管轄の工商行政管理局に対して、希望する企業名称が使用可能かどうかの確認を受ける必要がある。
- 企業名称決定ルールは原則として次のとおり。

| | |
|------------|--|
| 企業名称の構成要素 | 所在地+屋号(商号)+業種(営業上の特徴)+組織形態 又は 屋号+業種+(所在地)+組織形態 |
| 使用不可能な文字 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国家又は社会公共の利益を損なうもの ● 公衆に対して誤解等をもたらすおそれのあるもの ● 外国国家(地域)の名称及び国際組織の名称 ● 政党、国家機関、大衆組織及び社会団体の名称並びに部隊の番号 ● 外国文字、ローマ字、数字等 ● その他法律又は行政法規により禁止する旨が定められているもの |
| 使用に制限のある文字 | 中国・中華・全国・国家・国際 等 |

(留意点)

- 商号は原則として出資者が自由に決定できるが、業種は事業内容に照らして指定される。
- 仮登記された事前確認済の名称については、法令上留保期間が6ヵ月とされている。
- 貿易取引等では英文名称が必要となるため、設立時に同時登記することが望ましい。
-英文名称は、中国語名称に準じている限り問題なく認められる。

企業の経営範囲

- 経営範囲とは、外商投資商業企業を含む中国企業が適法に経営活動を行うことができる範囲で、日本の会社定款の目的に相当する。
- 中国においてこれを逸脱した経営を行った場合、行政処罰の対象となることがある。

(出所)中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

外商投資プロジェクトに対する審査承認機関

- 従来、すべての外商投資プロジェクトに対して審査承認制がとられていたが、「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」(発展改革委令第12号)により、2014年6月17日から、審査承認制と届出制に分けられることになった。
- また、「政府が審査承認する投資プロジェクト目録(2016年版)に関する通知」(国発[2016]72号)により、審査承認が必要なプロジェクトが「外商投資産業指導目録」の制限類に限定される等、より一層の手続きの簡素化が進んでいる。

| 総投資額 | 3億米ドル未満 | 3億米ドル以上 |
|--|------------------------|---|
| 総投資額 | 3億米ドル未満 | 3億米ドル以上 |
| 類別 | | |
| 奨励類・許可類 | 地方政府(省級以下の政府)投資主管部門へ届出 | |
| 制限類 | 省級政府が審査承認 | 国务院投資主管部門が審査承認 このうち、総投資額が20億米ドル以上のプロジェクトについては、国务院へ届出 |
| 上記の区分に係らず、「政府が審査承認する投資プロジェクト目録」(2016年版)の第1～10条において関係部門による審査承認が必要と定められている場合は、当該目録の区分に従った審査承認が必要 | | |

企業設立に対する審査承認機関

- 2016年10月8日、「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」(商務部令[2016]3号)が正式に公布、施行された。本弁法において、外商投資企業が設立及び変更事項の申請をする際、従来の審査承認を不要とし、届出制を適用することが明確化された。

| 総投資額 | 5,000万米ドル未満 | 5,000万米ドル以上 |
|---------|------------------|-------------|
| 総投資額 | 5,000万米ドル未満 | 5,000万米ドル以上 |
| 類別 | | |
| 奨励類・許可類 | 地方商務主管部門(注)へ届出 | |
| 制限類 | 地方商務主管部門(注)が審査承認 | 商務部が審査承認 |

(出所) 中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 各省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市の商務主管部門、自由貿易試験区、国家級経済技術開発区。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

投資総額に対する登録資本の比率

- 2014年3月の会社法改正により、最低資本金額に関する規定は廃止されたが、外商投資企業については、「中外合資企業の登録資本金と総投資の比率に関する暫定規定」(工商企字[1987]第38号)により、投資総額に対する登録資本の比率が定められている。

投資総額に対する登録資本の比率

(例)投資総額100万米ドルの場合

| 投資総額 (米ドル) | ～300万 | 300万超～ 1,000万 | 1,000万超～ 3,000万 | 3,000万超 |
|---------------|-------|------------------|--------------------|-----------|
| 登録資本の比率 | 70%以上 | 50%以上 | 40%以上 | 3分の1以上 |
| 最低登録資本金 | — | 210万米ドル | 500万米ドル | 1,200万米ドル |

| | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 投資総額 (100万米ドル) | 投注差 (30万米ドル) 登録資本 (70万米ドル) |
|-------------------|-------------------------------------|

- 過少資本税制の対象となる負債・資本比率は以下のとおり。下記比率を超えた借入金に対応する支払利息は税務局により損金算入が否認されるリスクあり。
 - 金融機関の場合 5:1
 - 非金融機関の場合 2:1

登記する資本金額

- 従来、実際に払い込んだ金額を登記する払込資本金登記制度がとられていたが、会社法改正により、2014年3月1日から、会社定款等で定めた資本金額のみを登記する引受資本金登記制度へ変更された。これにより、会社登記の際に必要な出資払込検査報告の提出が不要となった。
- ただし、募集設立方式による株式有限責任会社や金融業を中心とする一部の業種については、引き続き払込資本金登記制度がとられ、出資払込検査報告が必要となっている。

資本金の出資期限と初回出資比率

- 「一部の行政法規の廃止・修正に関する決定」(国务院令第648号)により、2014年3月1日より、外商投資企業の出資期限に関する規定が削除されたほか、初回出資比率(出資引受額に対する初回出資額の割合)に対する制限に関する規定も削除された。

日本での当局への手続き

- 2012年1月17日以降、出資額が10億円相当額を超える場合、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書」を財務省国際局に届け出る。

(出所)中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイト、EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」を基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

董事会の設立および株主会、監事会

董事会の設立

- 董事会は、合併・合作企業においては、外商投資企業における最高意思決定機関であり、一切の重要問題を決定し、独資企業においては「株主(会)」に対して責任を負う業務執行機関である。独資企業においては董事会の設置が強制されておらず、設置するか否かは定款の定めにて委ねられている。
 - 董事長、副董事長、董事の3名以上13名以内で構成。
(人数及び人数の比率は、出資規模・出資比率を勘案して決定)
 - 総経理は、董事会で付与された範囲内で日常業務を執行すると同時に、副総経理や総工務師といった高級管理職と管理機関(経営執行部門に相当)を設置し、日常の経営管理活動を行う。
 - 外商独資企業の組織については「会社法」の規定に則ることとされており、「会社法」では会社の最高意思決定機関として「株主会」または株主を位置づけている。
- 「会社法」では董事会は、「株主(会)」に対し、決算・予算案、配当方法、損失補填案、会社の合併・分割、解散に対する方案の制定、高級管理職(総経理、等)の任命等の職権行使に責任を負うと規定。

株主会

- 「会社法」では、株主会は会社の最高意思決定機関であり、会社の経営方針、投資計画の決定、董事・監事の任免、定款の変更、董事会から上程された各種案件の審査・批准等を行う。
- ただし、近年の外資企業にみられる独資での設立の場合は、「一人有限公司(出資者が単独の有限責任会社)」として株主会は設置せず、株主が会社の最高意思決定機関となる。

監事会

- 2006年1月からの「会社法」改正により、外商投資企業も「監事会」(監査役会)を設立することとなった。
- しかし、株主の人数が少ない、または規模が小さな会社(具体的な人数・規模の規定無し)は、1~2名の監事を置き、監事会を設置しなくてもよいとされている。

(出所)中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

設備の輸入

- 会社設立後の設備の輸入については、設備が新品か中古かにより輸入手続きや必要書類が異なるため、注意が必要である。

設備の輸入に必要な書類

- 輸入設備審査認定表
- 批准証書及び営業許可証のコピー
- 輸入設備の売買契約書または代金支払証憑

中古設備の輸入

- 中古設備の概念として、下記のいずれかに該当するものを指す。
 - 使用済みであるが、基本的機能と一定の使用価値があるもの
 - 未使用であるが品質保証期間を過ぎているもの
 - 未使用であるが放置期間が長く、部品に明らかな損耗のあるもの
 - 新旧部品が混在する設備
 - オーバーホールされたもの
- 中古設備の輸入には、上記「設備の輸入に必要な書類」に加えて、下記書類が必要となる。
 - 中古設備明細票と審査部門の初審意見書
 - 商務部門の許可証(注)
- 設備の到着90日前までに、検験検疫局へ船積み前の予備検査届け出申請を行う。
- 船積み前の予備検査が必要な中古設備としては以下がある。
 - 人体の健康安全、衛生、環境保護にかかわる大型中古設備(電子、計器、紡織、食品加工、石油加工設備等)
 - 貿易主管部門の認可を得た国が特に必要とする設備(自動車、オートバイ、エンジン、その組立用部品、電気溶接機、電動工具、通信端末機器、パソコン、Fax、コピー機器、家電等)
 - 製造されてから8年以上経過した設備
- 到着後、開梱検査と安全・環境保護項目検査がある。
- 中古年数は地域により年数制限が異なるので、事前に現地で確認することが必要である。
- 商務部、税関総署、質検総局の「中古機械電気設備の輸入手続きを簡素化することに関する通知」(2009年4月公布、施行)により、条件に合致する中古設備については書類手続きや検査が簡素化された。
- また、国家質検総局「中古機械電気設備輸入検査監督工作調整に関する通知」(2010年1月4日公布、施行)においても、条件付きで検査手続き等が簡素化された。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 商務部(もしくは権限委譲された地方政府や経済特区政府)への企業設立申請書類に、中古設備を移転する旨を記載しておくことが必要。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

(参考)進出手続きの主要作業チェックリスト

Information Only

進出スケジュールの目安(注)

(月)

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 進出先・進出形態の決定 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物件情報収集・検討 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現地視察、物件仮契約 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物件正式契約 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録資本・総投資額決定 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人事関連確定 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業登記 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本社の取締役会決議 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会社名仮登記、会社設立申請、営業許可証取得 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外貨登記 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外貨登記 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資本金払込 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銀行口座の開設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取引金融機関の決定 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各種口座開設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貿易 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対外貿易経営者届出 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税関登記 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税務 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増値税一般納税人申請 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現地社員の採用・研修 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会社諸規則作成、雇用契約書作成 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 募集、社員研修 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広報 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開業(操業)日の決定 | | | | | | | | | | | | | | | |
| マスコミ広報活動 | | | | | | | | | | | | | | | |

●製造業の場合、工場設置に次の期間を要する。

(月)

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 工場建設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事事業者選定 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設申請・許可 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 着工・施工 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保険関連手続き | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各種確認検査 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械設備搬入 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運送業者手配 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸送・搬入 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開業(操業) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現地調整・試運転 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本格操業 | | | | | | | | | | | | | | | |

(注)進出形態や時期等により異なる。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

撤退手続き

- 外商投資企業の撤退には大きく、①解散・清算、②持分譲渡という2つの手段がある。

| | |
|-------|--|
| 解散・清算 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外商投資企業の解散・清算は、「会社法」および外商投資関係の諸法規で規定されている。 ● 解散・清算の事由例 <ul style="list-style-type: none"> - 経営期間の満了 - 深刻な損失が生じ、経営継続が不可能 - 合併(合作)契約、または定款に定めた解散事由が発生等 ● 合併会社の場合、出席董事の全会一致の決議が必要。 <ul style="list-style-type: none"> - たとえば、合併会社で、中国側に反対者がいる場合、解散・清算を行うことができない。 ● 解散決定後15日以内に清算組を発足させ、清算を開始しなければならない。 ● 解散・清算により完全撤退できるメリットがあるが、清算手続き、関係会社登記抹消、従業員との労働契約の解除等、手続きが煩雑で時間がかかる。 |
| 持分譲渡 | <ul style="list-style-type: none"> ● 持分譲渡とは、出資持分を他の企業に譲渡することにより、撤退する方法。 <ul style="list-style-type: none"> - 解散・清算と比較し、後処理が比較的少ないというメリットがあるが、譲渡先を探すことが必要となる。 ● 合併企業の持分譲渡の場合、合併パートナーに持分優先買取権がある。 <ul style="list-style-type: none"> - 合併パートナーが買い取りを拒否した場合、第三者に対し譲渡交渉を行うことが可能。 - 第三者への譲渡は、合併パートナーの同意取得が必要。 |

撤退手続きの簡素化

- 2016年12月26日、「企業簡易抹消登録改革の全面的推進に関する指導意見」(工商企注字[2016]253号)が公布され、2017年3月1日より適用要件を満たす企業について、抹消手順が簡素化されると共に、申請資料の簡素化がなされた。

| | |
|--------------|---|
| 適用可 | <ul style="list-style-type: none"> ● 未開業: 営業許可証受領後に経営活動を行っていない企業 ● 債権債務が無い: 抹消登記申請以前に債権債務が発生していない、あるいは債権債務の精算(未払税金を含む)が完済済みである企業 |
| 適用要件 適用不可 | <ul style="list-style-type: none"> ● 参入特別管理措置に該当する外商投資企業 ● 企業経営異常名簿、重大違法信用喪失企業リストに掲載されている企業 ● 持分(投資権益)が凍結・質権設定、動産が抵当設定されている企業 ● 立件調査・行政強制・司法共助・行政処罰を受けている企業 ● 所属する非法人分支気候が抹消登記を行っていない企業 ● 以前に簡易登記手順を終了させられたことがある企業 ● 法律・行政法規あるいは国务院決定により抹消登記前に批准を受けなければならない企業 ● 企業簡易抹消登記を適用しないその他の状況にある企業 |

(出所) 中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

法人所得税

| | 概要 |
|-------|---|
| 税率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 居住者企業の所得に対する一般税率は25%。 ● 非居住者企業の中国国内源泉所得に対しては10%の源泉税率。 ● キャピタルゲインに対する課税も事業所得に対する課税と同様。 |
| 課税対象 | <ul style="list-style-type: none"> ● 居住者企業については全世界所得が課税対象。 <ul style="list-style-type: none"> - 中国に設立された企業、または実質的な管理支配が中国で行われている企業が、居住者企業に該当。 ● 非居住者企業については、中国国内源泉所得のみに課税される。 |
| 納税義務者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 中国に設立された企業。 ● 実質的な管理支配が中国で行われている企業。 ● 中国に源泉所得を有する非居住者企業。 |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 軽減税率の適用対象及び税率は下表を参照。 |

法人所得税軽減税率表

| 適用対象 | 税(%) |
|-------------------------------|------|
| 一定要件を満たす小規模小利益企業(注) | 20 |
| ハイテク企業 | 15 |
| 特定の都市におけるハイテクサービス企業 | 15 |
| 重要なソフトウェア企業、アニメ・コミック企業、IC設計企業 | 15 |
| 新しい西部大開発地域目録に規定された企業 | 15 |
| 特定の地域における適格企業 | 15 |

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」を基に作成
 (注)軽減税率20%に加え、課税所得の50%控除が適用される。

個人所得税

| | 概要 |
|-------|---|
| 税率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得は3%～45%の累進税率。詳細は下表のとおり。 ● 役務報酬所得、使用料所得、資産賃貸所得は20%の均一税率。 ● ただし、高額な役務報酬所得には追加課税が行われる。 <ul style="list-style-type: none"> - 20,000元超50,000元以下 :50%加算(税率30%) - 50,000元超 :100%加算(税率40%) |
| 課税対象 | <ul style="list-style-type: none"> ● 課税所得の分類は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - 給与所得 - 個人事業者にかかる生産・経営所得 - 投資所得(使用料所得、利子・配当所得、資産賃貸所得等) - 役務報酬所得(役員報酬を含む) - 資産譲渡所得 - 企業年金 |
| 納税義務者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 中国の居住者は中国源泉所得および中国源泉以外の所得に課税される。 ● 中国の非居住者は中国源泉所得のみに課税される。 |

給与所得に対する税率表

| 課税所得(元) | 税率(%) | 納税額(元) | 累積税額(元) |
|----------------|-------|--------|---------|
| 1,500以下 | 3 | 45 | 45 |
| 1,500超～4,500 | 10 | 300 | 345 |
| 4,500超～9,000 | 20 | 900 | 1,245 |
| 9,000超～35,000 | 25 | 6,500 | 7,745 |
| 35,000超～55,000 | 30 | 6,000 | 13,745 |
| 55,000超～80,000 | 35 | 8,750 | 22,495 |
| 80,000超 | 45 | - | - |

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいようお願い致します。

増値税

- 中国国内で物品の販売・輸入等を行う場合、増値税が課税される。
- 増値税の税率は原則17%。増値税の税目税率表は次のとおり。

| 税目 | 税率 |
|---|-----|
| 1 物品の販売または輸入(2、4に記載のものは除く) 加工・修理修繕役務の提供 有形動産リースサービス | 17% |
| 2 交通運輸・郵政・基礎電信・建築・不動産賃貸サービスの販売、不動産の販売、土地使用権の譲渡 下記の物品の販売または輸入 ① 食糧等農産品、食用植物油、食用塩 ② 水道水、スチーム、冷気、熱水、石油液化ガス、天然ガス、ジメチルエーテル、メタンガス、消費者用石炭製品 ③ 図書、新聞、雑誌、音像製品、電子出版物 ④ 飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用シート ⑤ 国務院が定めるその他の財貨 | 11% |
| 3 サービス、無形資産の販売 (1、2、4に記載のものは除く) | 6% |
| 4 物品の輸出(国務院が規定するものは除く) 国内組織・個人による、国務院が規定する範囲内のサービス、無形資産の国外販売 | 0% |

- 増値税の納税額の計算は次のとおり。
 - 一般納税者の場合: 売上高 × 売上税率 - 仕入高 × 仕入税率
(専用インボイスのない仕入は仕入税額控除不可)。
 - 小規模納税者の場合: 売上高 × 3%
(この売上に対応する仕入税額控除はできない)。
- 中国では従来、サービス業に対し営業税を徴収していたが、2012年1月よりサービス業に対する営業税を増値税に変更する「營改造」が行われた。

租税条約

- 日本と中国との間では二国間租税条約を締結。二重課税を防止。

| | 配当 | 利息 | ロイヤリティ |
|------|-----|-----|--------|
| 源泉税率 | 10% | 10% | 10% |

移転価格税制

| 概要 | |
|------|---|
| 算定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 移転価格算定方法は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - 独立価格比準法 - 取引単位営業利益法 - 再販売価格基準法 - 利益分割法 - 原価基準法 - 独立企業原則に合致するその他の方法 |
| 提出資料 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「関連申告と同時資料の管理の完備に関する事項についての公告」(国家税務総局公告2016年第42号)が2016年度より施行。マスターファイルは年間の関連者間取引の総額が10億人民元を超えている、もしくは、国外関連者間でクロスボーダー取引を行っており、最終親会社がすでにマスターファイルを作成している場合に要求される。 ● ローカルファイルは以下の年間の関連取引の金額が次のいずれかの状況に該当する企業に要求される。 <ul style="list-style-type: none"> - 有形資産の所有権の譲渡金額(来料加工業務は年度の輸出入通関価格により計算)が2億人民元を超える場合 - 金融資産の譲渡金額が1億人民元を超える場合 - 無形資産の所有権の譲渡金額が1億人民元を超える場合 - その他関連取引の合計金額が4000万人民元を超える場合 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事前確認(APA)の申請が可能である。 |

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイト、EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」を基に作成。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

金融制度

- 計画経済期においては、預金や運転資金の貸付といった限られた業務を執行することのみが求められていたが、「改革・開放」路線の進展に伴い、金融サービスの多様化と非効率性の改善が求められるようになったため、政府は、独立性の強い中央銀行を頂点に、多様かつ高い競争力を持つ金融機関の育成、資本市場の整備、対外開放等を進めている。
 - 中国国務院は「預金保険条例」(国務院令第660号、2015年5月1日施行)を公布。中国国内で設立した商業銀行(外資法人銀行と中外合資銀行を含む)、農村合作銀行、農村信用合作社等の預金を集める銀行業金融機構に対して預金保険の加入が義務付けられ、預金保険加入銀行が破たんした場合、当該銀行預金50万元までが保護されることとなった。
- 中国と日本における預金保険制度の概要

| | 中国 | 日本 |
|---------------|--|--|
| 加入対象金融機関 | 中国国内に設立された商業銀行、農村合作銀行、農村信用社等の預金を集める銀行業金融機関 | 銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用共同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、商工組合中央金庫 |
| 加入対象金融機関の海外支店 | 対象外 | 対象外 |
| 外国銀行の支店 | 対象外 | 対象外 |
| 預金保険の対象 | 加入対象金融機関に預入れされている 人民元預金・外貨預金 | 決済用預金、一般預金等 (外貨預金は除く) |
| 預金払い戻し上限 | 50万人民元(元本・利息合計) | 決済用預金:全額 一般預金等:元本1千万円とその利息 |

(出所)中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

7.1 労働事情「賃金動向」

賃上げガイドライン

- 賃上げガイドラインは、政府が企業に対して提示する年間の賃金上昇率の目安である。法的拘束力はないが、賃金集団交渉の指標としても採用可能とされており、賃金改定の重要指標となっている。
- 近年、ガイドラインで示される賃金上昇率は前年と同等、もしくは下回っており、賃金上昇の抑制傾向が明確となっている。

| | 2015年 | | | 2016年 | | | 2017年 | | |
|-----|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| | 基準 | 上限 | 下限 | 基準 | 上限 | 下限 | 基準 | 上限 | 下限 |
| 上海市 | 10.0% | 16.0% | 4.0% | 9.0% | 14.0% | 4.0% | - | - | - |
| 北京市 | 10.5% | 16.0% | 3.5% | 9.0% | 15.0% | 4.0% | 8.5% | 14.0% | 4.0% |
| 天津市 | 10.0% | 18.0% | 3.0% | 9.0% | 16.0% | 3.0% | 9.0% | 14.0% | 3.0% |
| 広東省 | 8.5% | 12.5% | 0.0% | - | - | - | - | - | - |
| 遼寧省 | 8.0% | 12.0% | 3.0% | - | - | - | - | - | - |

【ご参考】日系企業のベースアップ率(2017年)：〈製造業〉中国全体 5.7%、〈非製造業〉中国全体 5.9%

賃金水準(月額、2016年9月時点)(注)

| 製造業 | 北京 | 上海 | 非製造業 | 北京 | 上海 |
|--------------|--|-----------------------|---------------|--------------------------------|-----------------------|
| ワーカー(一般職工) | 4,517元 (652米ドル) | 3,868元 (558米ドル) | スタッフ(一般職) | 6,924元 (999米ドル) | 6,742元 (973米ドル) |
| エンジニア(中堅技術者) | 5,974元 (862米ドル) | 7,045元 (1,016米ドル) | マネージャー(課長クラス) | 14,319元 (2,066米ドル) | 13,303元 (1,919米ドル) |
| 中間管理職(課長クラス) | 12,547元 (1,810米ドル) | 12,295元 (1,774米ドル) | 平均賞与支給額 | スタッフ : 2.0カ月 マネージャー : 2.2カ月 | |
| 平均賞与支給額 | ワーカー : 2.0カ月 エンジニア : 2.0カ月 中間管理職 : 2.2カ月 | | | | |
| 製造業・非製造業共通 | | 北京 | 上海 | | |
| 社会保険負担率 | 雇用者 | 35.8~44.5% | 39.9% | | |
| | 被雇用者 | 15.2%+3元~22.2%+3元 | 17.5% | | |

(出所) 国家統計局ウェブサイト、ジェトロウェブサイト、各種報道を基に作成

(注) 1ドル = 6.9307元(2017年1月5日付のインターバンクレート)で換算。

労働法制

労働契約

- 2008年1月に「労働契約法」が施行され、同年9月には同法実施条例が公布・施行された。
- 「労働契約法」は、労働者保護に重点を置いている。
 - 会社と従業員が雇用開始から1ヵ月以内に「労働契約」を書面で締結することを求めている。
 - 従業員にとって影響の大きい社内規定等の制定・改定に際し、労働組合や従業員代表と協議することを求めており、最終的には全労働者への告知が必要。
- 2012年12月、「中華人民共和国主席令第73号」が公布され、2013年7月より労働契約法が一部改正された。改正のポイントは次のとおり。
 - 労務派遣会社の設立要件の厳格化（登録資本金の最低額引き上げ、固定の経営場所及び施設の確保等）
 - 同一労働・同一報酬の確認・強調
 - 派遣労働における業務範囲の明確化（労務派遣雇用は補充的な形式であり、臨時的、補助的または代替的な業務職位でのみ実施できると明記）
 - 罰則規定の強化（罰則対象を派遣先企業まで拡大）
- 2014年1月24日に「労務派遣暫行規定」が出され、2014年3月1日より、労務派遣による雇用者数は全雇用者数の10%を上限とすることが決定。施行前に10%を超えている企業は2016年3月1日までに割合を10%にする必要があり、割合が是正されるまで派遣労働者を新規に雇用できないとされた。

労働組合 (工会)

- 「工会」という組織が労働組合に相当。労使紛争の調停役や親睦団体としての側面がある。
- 「工会法」(労働組合法)では、「労働組合は従業員が自発的、自由意思により結集する労働者階級の大衆組織」とされ、設立しなくてもよい。
- しかし、従業員は労働組合を設立する権利を有しており、労働組合の設立を申し出た場合、企業は阻止できない。
- 企業は全従業員の賃金総額の2%を工会経費として拠出しなければならない。

社会保険

- 2011年7月に「社会保険法」が施行され、同年10月15日より中国で就業する外国人も社会保険への加入が義務付けられた。これを受け、北京市、成都市、青島市、蘇州市、無錫市、アモイ市、広州市等で外国人の社会保険加入に関する通達が公布。
- ①従業員基本養老保険、②従業員基本医療保険、③労災保険、④失業保険、⑤生育保険に加入し、雇用者及び被雇用者が規定に従い納付。
- 社会保険の雇用者負担は、一般に給与額の30～50%程度（地域によって異なる）。
- 二重払い回避のため、日中政府間で社会保障協定締結に向けての交渉が進行中。

(出所)中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

| <p>無固定労働契約</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の場合、無固定労働契約を締結したとみなされる。 (労働者が期限付き労働契約の締結を希望する場合、無固定労働契約を締結する必要はない) ア. 労働者が連続して10年以上勤務している場合 イ. 初回契約時に既に10年以上勤務しており、かつ法定退職年齢まで10年未満の場合 ウ. 2度連続して期限付き労働契約を締結し、労働契約を継続する場合 エ. 雇用開始より1年以上、書面による労働契約を締結していない場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-----------|-------|--|--------|--|-------|--|--------|------|--------|------|-------|-----|-----------|-------|-----------|-----|----------|-------|----------|-----|----------|-------|
| <p>試用期間</p> | <table border="1" data-bbox="534 511 1839 748"> <thead> <tr> <th colspan="2">従来の労働法</th> <th colspan="2">労働契約法</th> </tr> <tr> <th>労働契約期間</th> <th>試用期間</th> <th>労働契約期間</th> <th>試用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>15日</td> <td>3ヵ月以上1年未満</td> <td>1ヵ月以下</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>30日</td> <td>1年以上3年未満</td> <td>2ヵ月以下</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>60日</td> <td>3年以上・無期限</td> <td>6ヵ月以下</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 従来の労働法 | | 労働契約法 | | 労働契約期間 | 試用期間 | 労働契約期間 | 試用期間 | 6ヵ月未満 | 15日 | 3ヵ月以上1年未満 | 1ヵ月以下 | 6ヵ月以上1年未満 | 30日 | 1年以上3年未満 | 2ヵ月以下 | 1年以上2年未満 | 60日 | 3年以上・無期限 | 6ヵ月以下 |
| 従来の労働法 | | 労働契約法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 労働契約期間 | 試用期間 | 労働契約期間 | 試用期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6ヵ月未満 | 15日 | 3ヵ月以上1年未満 | 1ヵ月以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6ヵ月以上1年未満 | 30日 | 1年以上3年未満 | 2ヵ月以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以上2年未満 | 60日 | 3年以上・無期限 | 6ヵ月以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>経済補償金</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 労働者の解雇に際して経済補償金を支払わなければならないケースは次のとおり。 ア. 労働契約の約定に従った労働条件が提供されない等、労働者側から正当な理由に基づいて労働契約を解除する場合 イ. 雇用企業が労働契約の解除を求め、労働者との協議によって契約解除の合意が成立した場合 ウ. 労働者の罹患、負傷による勤務能力喪失、能力不足等の理由により労働契約を解除する場合 エ. 雇用企業のリストラや再編等の人員削減により労働契約を解除する場合 オ. 雇用企業が労働契約で約定している条件を維持または引き上げて労働契約を継続する場合で、労働者が継続に同意しない場合を除き、労働契約の期限満了に伴い期限付き労働契約を終了する場合 カ. 企業の破産、営業許可の取り消し等により労働契約を終了する場合 キ. 法律、行政法規で規定しているその他の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 経済補償金の計算は、労働者の勤務年限に基づき満1年ごとに1ヵ月の給与相当額が支払われる。6ヵ月以上1年未満の場合は1年分、6ヵ月未満の場合は0.5ヵ月分の給与相当額が支払われる。 ● 労働者の月賃金が、雇用企業所在地区における前年度の労働者月平均賃金の3倍を上回る場合、労働者月平均賃金の3倍の額が「1ヵ月の給与相当額」となり、経済補償金の支払い年限は最高12年までとなる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(出所)中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
